

人権 いながわ

「人権を考える町民のつどい」 および 「平和講演会」

心に響く命の大切さ

「父・こいしの戦争体験を語り継ぎたい」

～笑いがあるのは平和のおかげ～



講師：三味線放談

喜味家たまご さん

と き：8月5日(土)

13:30～15:30

受付 13:00～

と ころ：猪名川町文化体育館

小ホール

広げよう人権の輪

8月は「人権文化をすすめる県民運動」推進協調月間です。

兵庫県では「広げよう心のネットワーク」を合言葉に8月1日～31日まで「人権文化をすすめる県民運動」が展開されます。猪名川町でも「人権を考える町民のつどい」・「平和講演会」や広島に千羽鶴を届ける事業を行っています。

猪名川町では、平和を願って、町民のみなさんが折ってくださった折鶴を毎年8月に広島へ届けています。



セクシュアルマイノリティ電話相談

セクマイホットライン 「にじいろ相談いながわ」
を実施しています。

毎月 第2水曜日 9:00～12:00

☎ 080-3434-8107

パートナー

* 町外居住者の方の相談もOKです。

セクマイホットライン 「にじいろ相談いながわ」

相談日

毎月第2水曜日、9時～12時

月	日	曜	時間
8	9	水	9:00～12:00
9	13	水	9:00～12:00
10	11	水	9:00～12:00
11	8	水	9:00～12:00
12	13	水	9:00～12:00
1	10	水	9:00～12:00
2	14	水	9:00～12:00
3	13	水	9:00～12:00



人権相談 (8月～11月)

毎日の生活の中で、差別的な扱いやいやがらせなど、「これって人権問題ではないだろうか」と思ったら、人権擁護委員にご相談ください。

相談内容の秘密は厳守されます。

毎月第2水曜日、13時～16時

開設日	開設場所
8月9日	猪名川町役場
9月13日	六瀬総合センター
10月11日	日生住民センター
11月8日	猪名川町役場

人権教育セミナーのご案内

場所はいずれも中央公民館・視聴覚ホール

第5回 (9月22日・金) 午後6時半～8時

「子どもの人権」

講師 川西市子どもオンブズパーソン

長瀬 正子 さん

第6回 (10月12日・木) 午後6時半～8時

「障がい者の生活」

講師 溝口 靖子 さん

第7回 (10月26日・木) 午後6時半～8時

「高齢者の人権・介護者の人権」

講師 NPO 法人つどい場さくらちゃん

理事長 丸尾 多重子 さん

第8回 (11月9日・木) 午後6時半～8時

「がんを通して」

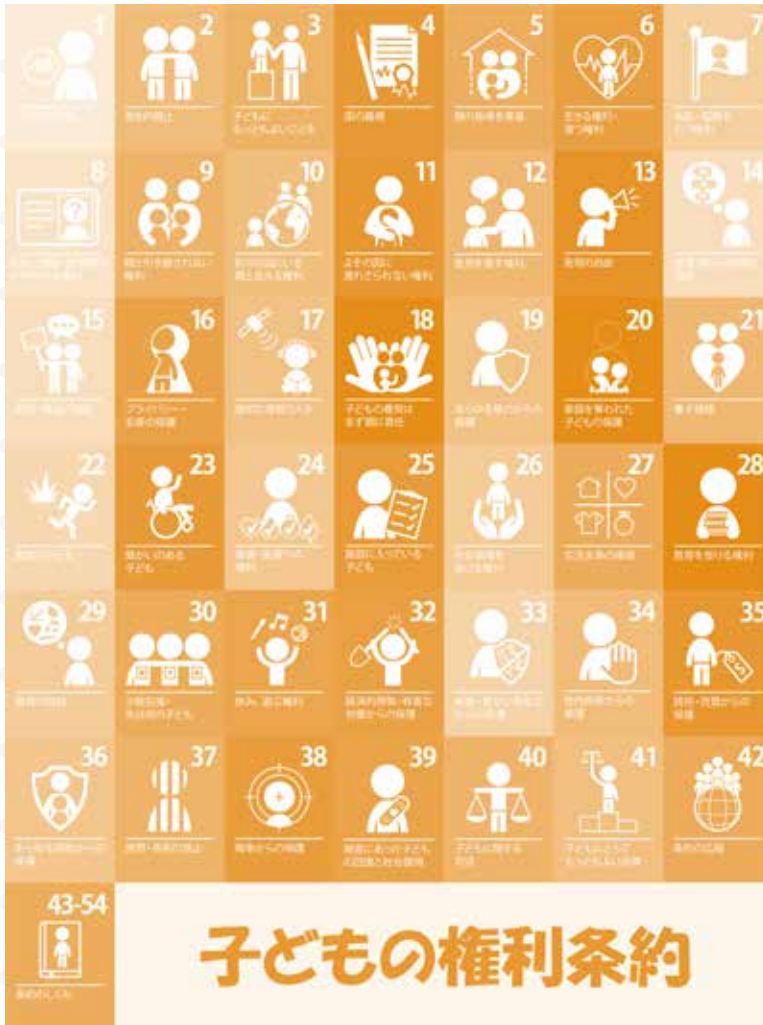
講師 医療と暮らしを考える会

理事長 宮本 直治 さん



子どもの権利条約

子どもの権利条約（児童の権利条約）は、1989年に国際連合（国連）で採択され、日本は、1994年に国会で批准しました。子ども（18歳未満の人）が権利をもつ主体であることを明確に示し、子どもがおとなと同じように、ひとりの人間としてもつ様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあつて保護や配慮が必要な、子どもならではの権利を定めています。



- 第1条 子どもの定義
- 第2条 差別の禁止
- 第3条 子どもにもっともよいことを
- 第4条 国の義務
- 第5条 親の指導を尊重
- 第6条 生きる権利・育つ権利
- 第7条 名前・国籍をもつ権利
- 第8条 名前・国籍・家族関係が守られる権利
- 第9条 親と引き離されない権利
- 第10条 別々の国にいる親と会える権利
- 第11条 よその国に連れさられない権利
- 第12条 意見を表す権利
- 第13条 表現の自由
- 第14条 思想・良心・宗教の自由
- 第15条 結社・集会の自由
- 第16条 プライバシー・名誉の保護
- 第17条 適切な情報の入手
- 第18条 子どもの養育はまず親に責任
- 第19条 あらゆる暴力からの保護
- 第20条 家庭を奪われた子どもの保護
- 第21条 養子縁組
- 第22条 難民の子ども
- 第23条 障がいのある子ども
- 第24条 健康・医療への権利
- 第25条 施設に入っている子ども
- 第26条 社会保障を受ける権利
- 第27条 生活水準の確保
- 第28条 教育を受ける権利
- 第29条 教育の目的
- 第30条 少数民族・先住民の子ども
- 第31条 休み、遊ぶ権利
- 第32条 経済的搾取・有害な労働からの保護
- 第33条 麻薬・覚せい剤などからの保護
- 第34条 性的搾取からの保護
- 第35条 誘拐・売買からの保護
- 第36条 あらゆる搾取からの保護
- 第37条 拷問・死刑の禁止
- 第38条 戦争からの保護
- 第39条 被害にあった子どもの回復と社会復帰
- 第40条 子どもに関する司法

日本ユニセフ協会資料

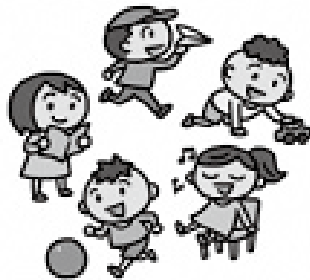
※「子ども権利条約」は全体で54条ありますが、日本ユニセフ協会では具体的な子どもの権利を定めた第1～40条を、子どもにわかりやすく抄訳として公開しています。

子どもの権利条約で次の4つの権利は、最も重要とされる一般原則と呼ばれています。



生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること



育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること



守られる権利

紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること



参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

（出典：公益財団法人日本ユニセフ協会ホームページ）

子どもの人権

こども家庭庁発足

少子化、いじめ、不登校、児童虐待、ひとり親、保育サポート、ヤングケアラーなど、子どもに関する問題は、年々深刻化し、残念ながら悲しいニュースがあとを絶ちません。

これまで、子ども政策に関して関係各省庁でバラバラに担われてきた役割を一本化することが大きな目的です。そして、大人中心の国や社会の形を「こどもまんなか社会」へと変えていく司令塔として2023年4月、**こども家庭庁**が発足しました。併せて、子どもの権利や人権を守るための法律である**こども基本法**が施行されました。

こども基本法

こども基本法は、日本国憲法と、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）にもとづいて、すべてのこどもが自立した個人として成長できるよう、子どもの権利を守る法律です。

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

1 すべてのこどもは大切にされ、
基本的な人権が守られ、差別されないこと。

2 すべてのこどもは、大事に育てられ、
生活が守られ、愛され、保護される
権利が守られ、平等に教育を受けられること。

3 年齢や発達の数度により、
じぶんに関係することに意見を言えたり、
社会のさまざまな活動に参加できること。

4 すべてのこどもは年齢や発達の数度に応じて、
意見が尊重され、こどもの今とこれからにとっ
て最もよいことが優先して考えられること。

5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポート
が十分に行われ、家庭で育つことが難しいこど
もも、家庭と同様の環境が確保されること。

6 家庭や子育てに夢を持ち、
喜びを感じられる社会を
つくること。



こども家庭庁資料

こども基本法におけるこどもの権利

- (1) 差別されない権利
- (2) こどもの「いちばんいい幸せ（最善の利益）」が大切にされる権利
- (3) 生きる権利、育つ権利
- (4) こどもが意見を言う権利（意見表明権利）
- (5) こどもの表現の自由と行使する権利
- (6) こどもが思想・良心・宗教の自由をもつ権利
- (7) 親に責任をもって育ててもらふ権利
- (8) 家族とくらしえない子どもが守られる権利
- (9) 家族がいない時、代りの家族と安心に育つ権利
- (10) 社会保障（福祉）を受け、国に守られる権利。くらしにこまったとき、国にまもってもらえる権利
- (11) 人間らしい生活をする権利
- (12) 学ぶ権利、教育を受ける権利
- (13) 愛される権利
- (14) 参画する権利
- (15) 意見が尊重される権利
- (16) こどもの権利を、知る権利

こどもや若者のみなさんは、一人ひとりがとても大切な存在です。そして、自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように社会全体で支えていくことがとても重要です。

こどもたちが関係することにしっかりと意見を言え、社会の様々な活動に参画できる「こどもまんなか社会」をみんなであつくりましょう。

夏休み ふらっと六瀬 平和展



8月3日～10日ふらっと六瀬（六瀬総合センター）にて、戦時中の物品の展示を行います。あわせて、随時館内にて平和教材DVDを上映いたします。

時間は、午前9時から午後5時半です。

ぜひ、お子様連れでご来館お待ちしております。

（上映予定DVD：ちいちゃんのかげおくり、一つの花、いわたくんちのおばあちゃん 等）

夏休み こども映画会

ディズニー映画 「ズートピア」

入場無料

猪名同教 子育てサポート部会（今年度よりPTA部会から変更）主催 夏休みこども映画会を下記のとおり開催いたします。どうぞご参加ください。

日時：2023年8月19日（土）午前10時～12時 午後1時30分～3時30分（2回上映）

場所：猪名川町中央公民館 視聴覚ホール

定員：各回 保護者・子ども80名 先着順 事前申し込み不要（保護者同伴でご入場ください。）

<内容>

肉食動物と草食動物が一緒に暮らす大都会『ズートピア』は、「誰でも何にでもなれる」理想の世界。

ところが、そのズートピアで連続行方不明事件が発生し、新米警察官のウサギのジュディは、ひよんなことから知り合ったキツネのニックと難事件の解決に挑みます。

周囲の偏見や現実の壁にぶつかりながらも、決してあきらめないジュディの奔走する姿を描いた感動のアドベンチャー・ファンタジー・アニメです。（2016年、アメリカ、108分）

人権啓発の標語・絵手紙・習字の作品を募集しています

町では、人権を尊重することの大切さや、心豊かな人権意識を育てることを目的に、毎年、町民の皆さんから人権啓発を目的とした作品を募集しています。

内容

だれもが幸せに暮らせる明るい社会を築くため、日常の身近な出来事などを題材として基本的な人権の尊重・擁護を訴えるもの。人権の大切さや思いやり、家族や友達など周囲の人々への感謝、命の尊さ、世界平和など、人権啓発に関する内容であれば、題材（テーマ）は自由です。

応募資格

町内在住・在学・在勤者

応募期限

令和5年10月27日

応募方法

標語 はがき、または同サイズの用紙余白に名前、年齢住所、電話番号を記入

絵手紙 はがき、または同サイズの用紙画材等は自由

習字 半紙を使用

※応募数は、各種類2点以内

※絵手紙、習字作品には名前、年齢、住所、電話番号を記入した用紙を添付してください。

申し込み・問い合わせ

六瀬総合センター

（猪名川町笹尾字黒添エ22-1）

☎072-768-0217



「人権 いながわ 第36号」令和5年8月1日 編集・発行／猪名川町人権推進室（六瀬総合センター）

〒666-0227 猪名川町笹尾字黒添エ22-1 ☎072-768-0217

電子メール inagawa-jinken@town.inagawa.lg.jp